

スポーツ団体ガバナンスコード ＜一般スポーツ団体向け＞(案)の概要

令和元年8月6日

これまでの主な経緯

5月29日 スポーツ・インテグリティ部会(第6回)

- ・スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>(案)の取りまとめ
- ・スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>(案)の審議

6月10日 スポーツ審議会総会

- ・スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> について答申
→同日、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>をスポーツ庁決定

6月18日 スポーツ・インテグリティ部会(第7回)

- ・スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>(案)の審議

6月25日~7月11日 パブリックコメントの実施

7月23日 スポーツ・インテグリティ部会(第8回)

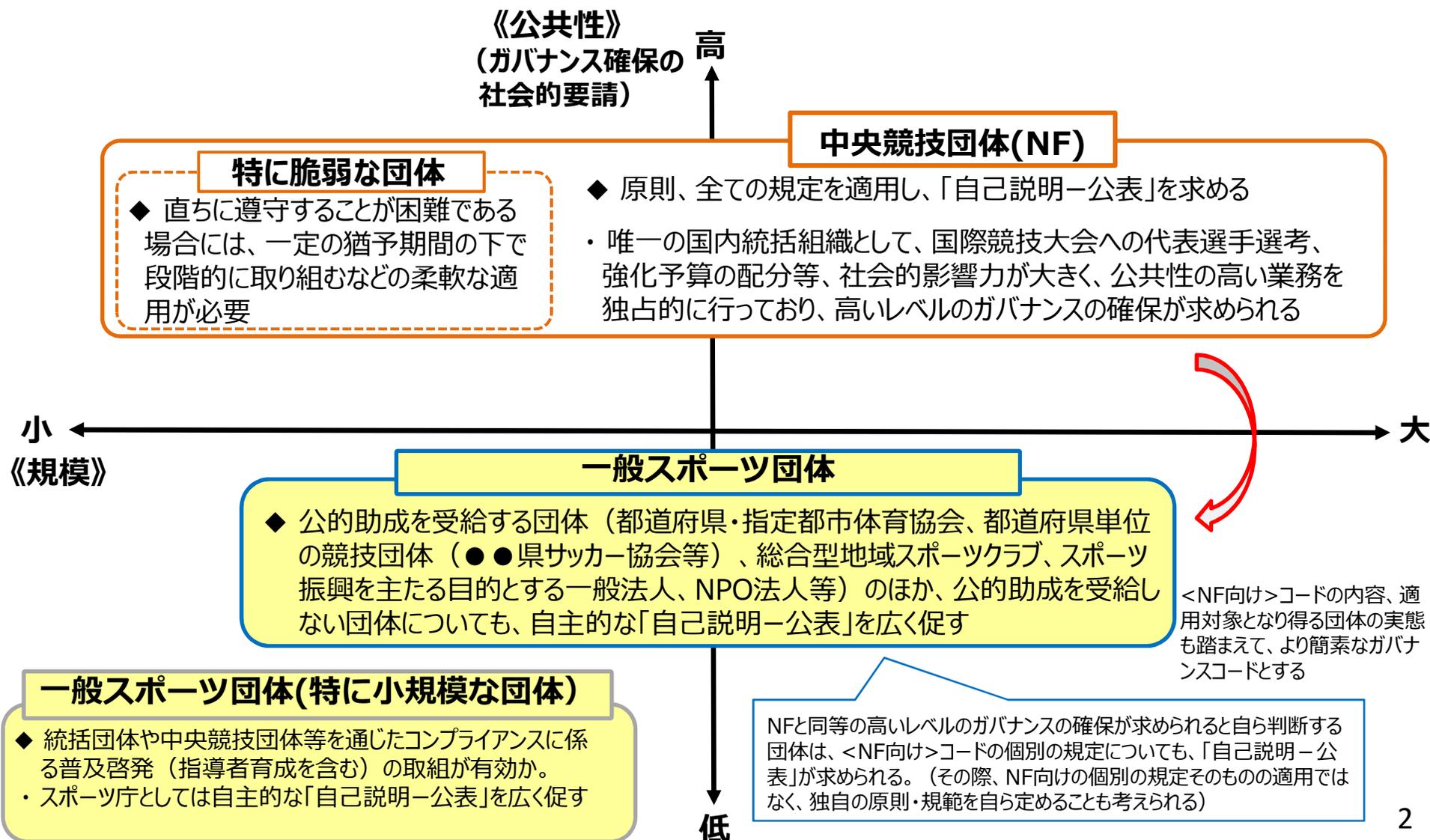
- ・スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>(案)の取りまとめ

8月6日 スポーツ審議会総会

- ・スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>(答申案)の審議

ガバナンスコードの検討手順とスポーツ団体の類型に応じた柔軟な適用について

- 2層構造のコードを策定している英国の例も参考に、中央競技団体向け、それ以外の一般スポーツ団体向けの2つのガバナンスコードを策定することとした。
- 公共性が高く、ガバナンス確保が急務である中央競技団体を対象とするガバナンスコードについては、先行して策定。



スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け> (案) について

<対象・構造>

- ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の対象は、NF以外のスポーツ団体。スポーツ団体とは「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」(スポーツ基本法第2条第2項)であるが、法人格の有無、法人形態、規模、業務内容等において極めて多種多様。
- NF向けについては、高いレベルのガバナンスを確保する観点から、13の原則によるガバナンスコード<NF向け>を策定。
- 一般スポーツ団体の適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる組織運営上の原則・規範を示す原則1~原則5と高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する一般スポーツ団体が追加的に自己説明及び公表を行うという原則6のいわば「二階建て」の構造。

<活用方法等>

- 各一般スポーツ団体は、ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の各規定に照らして自らのガバナンスの現況について確認し、その遵守状況について自己説明及び公表を行う。その際、別添「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート」を活用することも有効。
- 社会的影響力が大きく、NFと同等の高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあつては、自ら必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、自己説明及び公表を行うことが求められる。
- NFの地方組織等に該当するスポーツ団体においては、NFによるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言等を踏まえた対応が求められる。

スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（案）について

【全体の構成】

第1章 スポーツ団体における適正なガバナンスの確保について

1. なぜスポーツ団体におけるガバナンスの確保が求められるのか

○スポーツ基本法やスポーツ団体の特徴等を踏まえて、ガバナンスの確保が求められる背景等について記載

2. ガバナンスコードの対象について

3. ガバナンスコードの構造及び活用方法について

第2章 ガバナンスコードの規定及び解説

6つの原則について、「補足説明」（規定ごとに用語の定義や実際に取り組む上で参考となる補足説明）を記載

別添：セルフチェックシート

○規定ごとに、「…しているか。」といった形で、スポーツ団体が遵守状況を自己評価でき、一覧性のあるもの

【ガバナンスコードの各規定】

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

＜原則 1 の補足説明 (4)について＞ (抜粋)

- 一般スポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図る上で、団体運営及び事業運営に関する重要な意思決定を行う役員等がその権限を適切に行使するとともに、その権限の行使について、適切な監督が行われることが重要である。
- 具体的には、法人格を有する一般スポーツ団体においては、理事会、社員総会、評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続や、監事、会計監査人による監査等を通じて、また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われることが求められる。
- なお、多くのNFの地方組織（都道府県の協会、連盟等。以下同じ。）は、地方競技大会の開催、国民体育大会に係る選手選考や強化活動、指導者・審判員の育成、指導者等に対する懲罰制度の運用など、当該地方における対象スポーツに関する各種業務を担っており、NFに準じる公共性の高い団体であると認められる。このため、NFの地方組織は、ガバナンスコード＜NF向け＞の原則 2を参照しつつ、役員等の多様性及び理事会の実効性の確保、役員等の新陳代謝を図る仕組みの構築等に取り組むことが望まれる。

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

<原則2の補足説明> (抜粋)

- 一般スポーツ団体がステークホルダーの理解を得つつ、安定的かつ持続的な組織運営を実現するためには、組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を作成し、公表することが求められる。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

原則4 公正かつ適切な会計処理をすべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

＜原則6の補足説明＞

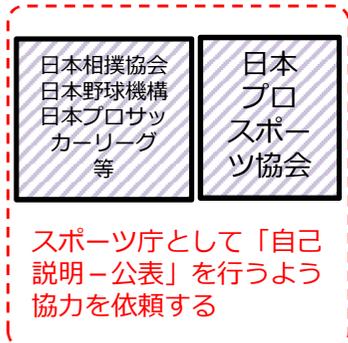
- 組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きく、NFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあっては、自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる。
- ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定の適用の在り方については、各一般スポーツ団体が、自らの団体の公共性、組織の特徴や業務内容、ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断するものとする。例えば、NFの地方組織において、NFが設ける通報制度や懲罰制度に倣って自らの制度を設けている場合に、当該制度の運用について、ガバナンスコード〈NF向け〉の原則9（通報制度に関する原則）や原則10（懲罰制度に関する原則）の各規定の遵守状況について自己説明及び公表を行うことなどが考えられる。
- また、その際、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定そのものを適用するのではなく、個別の規定を参考にしつつ、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる。

スポーツ団体ガバナンスコードの適用対象

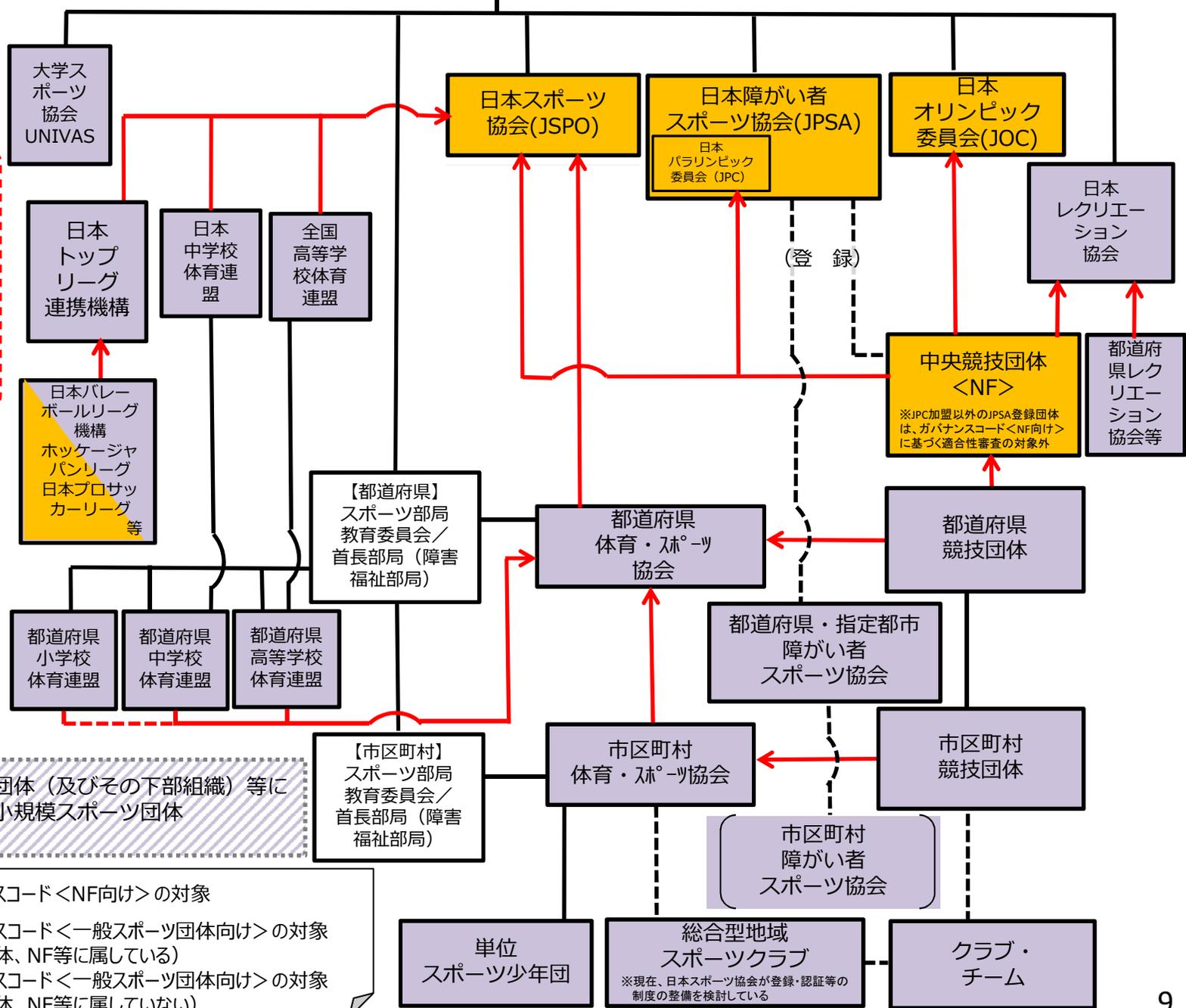
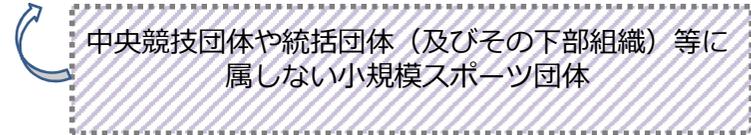
スポーツ庁

日本スポーツ振興センター

(参考)



スポーツ庁として広く「自己説明-公表」を呼びかける（公的助成を受給していない場合、ガバナンスコードが適用されるべきスポーツ団体に該当するかどうかは各団体による自己判断）



出典：『スポーツ白書2017』（笹川スポーツ財団）の図等を参考に作成